

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
		平成	年	月	日から	
		業 度	平成	年	月	日まで

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算					資 本 金 等 の 額 の 計 算									
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2⑬又は別表5の3⑭	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2⑯又は別表5の2の3⑱、 別表5の2の3⑲若しくは別表5の2の3⑲	⑪	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2⑳又は別表5の4㉑	②						当該事業年度の月数	⑫					月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉒又は別表5の5⑳	③						⑪×⑫	⑬	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3㉓、別表5の2の3㉓若しくは 別表5の2の3㉓又は別表5の2の4㉔	⑭					
単年度損益 第6号様式㉕又は別表5㉖	⑤						差引	⑮	⑬-⑭					
付加価値額 ④+⑤	⑥						⑮のうち1,000億円以下の金額	⑯						
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦					%	⑯のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑰	$\times \frac{50}{100}$					
雇用控除額 ④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	⑯のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑱	$\times \frac{25}{100}$					
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑧	⑩						課税標準となる資本金等の額 ⑯+⑰+⑱	⑲						

### 2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉑	当期中の減少額 ㉒	当期中の増加額 ㉓	差引期末現在の金額 ㉔ (㉑-㉒+㉓)																	
資本金の額 又は出資金の額	1	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	2																				
期中に金額の増減が あった場合の理由等																					

## 第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 「単年度損益 第6号様式㉔又は別表5㉔ ⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表10㉕)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表10㉕)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」として計算した金額を記載すること。  
また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の(34))又は法人税の明細書(別表4の2付表の(43))の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、第6号様式別表⑤の㉔から㉗までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。
- 3 「当該事業年度の月数 ⑫」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

(2012.6)